一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

名古屋北部民商ニュース

2020年5月11日（月）発行
No.376

名古屋北部民主商工会
名古屋市北区大野町三丁目１９番地
TEL（052）915-8111　FAX（052）915-8114
E-MALE jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

商売守るため声を上げ続けよう

理美容業に対する休業協力金

４月23日に急きょ発表された愛知県の理美容業界に対する休業協力金について、県理容生活衛生同業組合と県美容生活衛生同業組合に加盟する約六千の組合加盟事業者のみが、休業協力金の対象になっていたことで、組合に未加盟の民商会員からも、「差別だ。何とかしてほしい！」の意見が多く寄せられていました。

民商では、県に対して、「組合未加盟事業者にも申し込みの機会を！」の切実な声を届けようと訴え、何人かの会員からも、県に直接、電話やメールを送りました。

組合未加盟の事業者にも交付決定！

事務所からも、県へ電話とメールで要望を行い、全県からも多くの声が寄せられ、24日夕方に、組合未加盟の事業者も対象になったとの発表がありました。

しかし、発表された要項には、「４月25日（土）【遅くとも、26日（日）】から、５月６日（水）までの全期間に自主的に休業した組合未加盟の事業者」とあり、金曜夜から、土曜日にかけ、電話やＦＡＸで急きょ連絡を強いられることになりました。

４月27日号でもお伝えした「愛知県・市町村の新型コロナウィルス感染症対策協力金」の休業要請と営業時間短縮の要請も、４月16日に発表され、詳しい要項は17日（金）午後４時発表で、内容は、「４月17日（金）から、５月６日（水）」の休業要請と営業時間短縮の要請があり、該当する会員には手分けをして、内容を伝えました。

今回の理美容業界の休業協力金の場合、一夜明けて、組合未加盟の事業者へ対象が拡大されました。

それ自体は当然なこととして、評価されますが、あまりにも突然の発表で、伝わらない業者も多数存在することも危惧されます。

緊急事態だからこそ、機敏に声を上げていく必要性と、業者に寄り添った施策や制度を、自治体に求めて行きましょう！

緊急小口資金は郵送申請が原則
緊急の場合は直接社協の窓口へ

収入が激減し、当座の暮らしを支援する社会福祉協議会の緊急小口資金の北区、西区の窓口予約が６月以降になるという事態になっています。４月中旬に電話した会員さんは、５月末の予約となりました。

共産党市議団の働きかけで、北区、西区については、予約が取れている人に電話して原則、郵送申請とするという対応になりました。

申請書類の枚数は多く、ややこしいように見えますが、記載するところはそれほどありません。

どうしても緊急の場合は、窓口で待たされるかもしれませんが、「緊急の対応が必要な人は受け付ける」という確認もされています。

なお、４月30日からは、大幅に書類が簡素化される予定です。

毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商のホームページはコチラ